

○安来市社会福祉法人指導監査実施要領

平成25年3月29日

訓令第12号

改正 平成31年4月23日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、安来市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年安来市告示第76号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の種別及び内容)

第2条 一般監査については、別表の基準により対象法人を分類し、実施する。

2 特別監査については、次の基準のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 法人運営に重大な問題を有すると認められるとき又は事業経営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

(2) 施設の基準上重大な瑕疵があると疑うに足りる理由があるとき。

(3) 度重なる指導によっても改善が認められないとき。

(4) 正当な理由がなく実地監査を拒否したとき。

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第9条第2項第5号の規定に基づき提出を求める書類等は、要綱第8条第3項第5号の規定に基づく監査調書及び調書中添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月20日訓令第11号）

この訓令は、平成29年6月20日から施行する。

附 則（平成31年4月23日訓令第10号）

この訓令は、平成31年4月23日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	要件	一般監査の実施の周期
I	<p>毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人</p> <p>ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。</p> <p>イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。</p>	3箇年に1回
II	<p>Iにかかわらず、Iのア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次のいずれかに該当する場合にあつては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認められる法人</p> <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p> <p>イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であつて、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告</p>	5箇年に1回まで延長することができる

	に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	
	ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合	4箇年に1回まで延長することができ
III	<p>Iにかかわらず、Iのア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうちIIに掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決の取組が適正に行われており、次のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供していると認められる法人</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p> <p>イ 経営している施設がISO9001の認証を受けていること。</p>	
IV	<p>I～IIIのいずれにも該当せず、次のいずれかに該当する法人</p> <p>ア 法人運営若しくは事業経営に問題が発生した法人又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがある法人</p> <p>イ 法人設立後2年以内の法人</p> <p>ウ 前回の指導監査で特に法人運営に問題があると認められた法人及び前回の指導監査で特に事業経営に問題があると認められた社会福祉施設を経営する法人</p> <p>エ 前年度に特別監査を実施した法人及び前年度に特別監査を実施した事業を経営する法人</p> <p>オ 指導監査の改善指導に対して改善措置が認められない法人及び改善措置が認められない事業を経営する法人</p> <p>カ 法人が指導監査の実施を希望し、その必要が認められる法人</p> <p>キ その他指導監査の実施が必要と認められる法人</p>	1年に1回以上